

平成 17 年 12 月 20 日
(子ども未来局長・教育長決裁)

平成 18 年 2 月 6 日表現を改正

札幌市子どもの権利条例子ども委員会設置要綱

(子ども委員会をつくる目的)

第 1 条 「(仮称)札幌市子どもの権利条例」(以下、条例という。)を制定する取組の中で、条例の主役である子ども自身が、子どもの権利について考え、また、条例を子どもにとって身近なものとするためにどのような取組が必要なのか考え、その結果を札幌市に提案するために「札幌市子どもの権利条例子ども委員会」(以下、子ども委員会という。)をつくりま

(どのような活動を行なうのか)

第 2 条 子ども委員会は、次の 1 から 3 までの活動を行ないます。

- 1 札幌市がつくろうとしている条例が、どのようなものになればよいか話し合い、その結果を札幌市に提案します。
- 2 条例を、子どもたちにとって身近なものとするために、どのような工夫が必要なのか話し合い、札幌市に提案します。
- 3 上記 1 と 2 以外でも、子ども委員会として取り組むことを決めた事柄について、活動することができます。

(子ども委員会の委員になる資格、委員の人数、役職)

第 3 条 子ども委員会の委員(以下、子ども委員という。)は次の(1)と(2)の両方を満たす人から選ばれます。

- (1) 子ども委員になれるのは、平成 18 年 4 月 1 日現在の年齢が満 10 歳から満 17 歳の人です。
- (2) 原則として市内に住んでいる人が対象ですが、市内に通学または通勤している人なども対象とすることがあります。
 - 2 委員の定員は 20 名程度です。
 - 3 子ども委員の中から委員長と副委員長を選びます。

(子ども委員として活動する期間)

第 4 条 子ども委員として活動する期間は、子ども委員に任命された日から札幌

幌市が条例案を策定するまでです。ただし、子ども委員の意思によって、期間を延長することや、短縮することができます。

(子ども委員会の会議とその進め方)

第5条 委員長が子ども委員会の会議の開催日時を決めます。

- 2 委員長は、子ども委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。
- 3 子ども委員会の会議は、委員長が司会進行を行ないます。
- 4 子ども委員は、子ども委員会で、自由に意見を発表したり提案をしたりすることができます。
- 5 子ども委員会は、会議で話し合った結果を、札幌市と札幌市子どもの権利条例制定検討委員会に提案することができます。
- 6 委員長は、必要があるときに、子ども委員以外の人に会議への出席を求め、その人の意見を聞くことができます。
- 7 委員長が役割を果たすことができなくなった場合は、副委員長が委員長の代わりに務めます。
- 8 子ども委員会として意見をまとめるときは、話し合いによって結論を出します。ただし、話し合いによって意見がまとまらない場合は、出席者の過半数の意見で、委員会としての結論を出します。

(子ども委員会を担当する事務局)

第6条 子ども委員会を担当する札幌市の事務局は、子ども未来局と教育委員会です。

(その他)

第7条 この要綱で決められていること以外で、子ども委員会の運営に関して必要なことについては、委員長が、子ども委員や事務局と話し合って決定します。